

せい かつ ほ ご 生活保護のしおり

せい かつ ほ ご そうだん しんせい かた
生活保護の相談や申請をされる方のために

このしおりは、せい かつ ほ ご について せつめい
いつでもみることができるようたいせつ ほかん
大切に保管してください。

ほけんふくしじむしょ
保健福祉事務所

たんとういん
担当員

でんわ
電話

みんせい いいん
民生委員

でんわ
電話

れいわ ねん がつばん
令和7年4月版

ふくしまけん
福島県

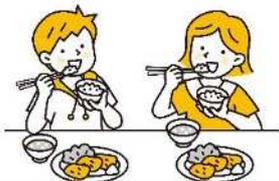
生活保護とは

○ わたしたちの いっしょう あいだ 一生の間には、びょうき 病気やけがなどいろいろな事情で生活に困って じじょう せいかつ こま しまうことがあります。

○ 生活保護は、このように生活に困っている方に、せいかつ こま 国が、かた くに 憲法第25条に基づいて、けんぽうだい 健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、じょう もと 一日も早く自分 けんこう ぶんかてき の力で生活できるように支援する制度です。

○ 生活保護は、その内容によって次の8種類の扶助に分けられます。

せいかつ ふじょ 生活扶助



た き でんき すいどう
食べるもの、着るもの、電気、ガス、水道など
にちじょうせいかつ ひつよう ひよう
の日常生活に必要な費用

きょういく ふじょ 教育扶助



しょう ちゅうがっこう ひつよう がくようひん きょうざいひ きゅう
小・中学校で必要な学用品、教材費、給
しょくひ ぶかつどう ひよう ひつよう ひよう
食費、部活動の費用などに必要な費用

じゅうたく ふじょ 住宅扶助



やちん ちだい じゅうたく ほしゅう ひつよう ひよう
家賃、地代や住宅の補修などに必要な費用

いりょう ふじょ 医療扶助



びょうき ちりょう ひつよう ひよう びょういん
病気やけがの治療に必要な費用や、病院へ
つういん さい ひよう
通院する際の費用

かいご ふじょ 介護扶助



かいご りよう ひつよう ひよう
介護サービスを利用するために必要な費用

しゅっさん ふじょ
出産扶助



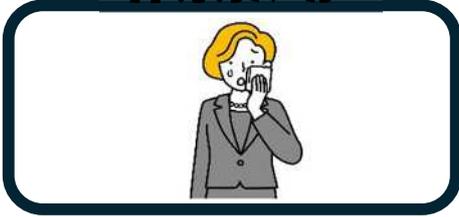
しゅっさん ひつよう ひよう
出産に必要な費用

せいぎょう ふじょ
生業扶助



こうこうしんがく ひつよう ひよう しごと はじ
高校進学に必要な費用、仕事を始めるために
ひつよう ひよう ぎじゆつ み ひつよう
必要な費用など、技術を身につけるために必要
ひよう
な費用

そうさい ふじょ
葬祭扶助

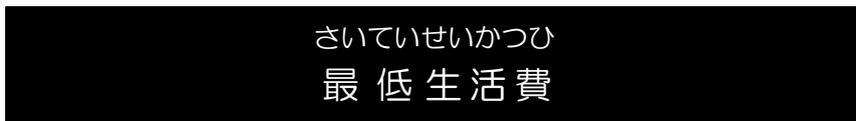


そうさい おこな ばあい ひつよう ひよう
葬祭を行う場合に必要な費用

○ 生活保護は、世帯を単位として決められます。

- 生計をともにしている方々は、原則、同一世帯として扱われます。
- 国が定めた基準により計算したその世帯の最低生活費とその世帯の収入とを比べ、収入が少ない場合にその不足する分を保護費として支給します。(支給の対象とならない費用もあります)

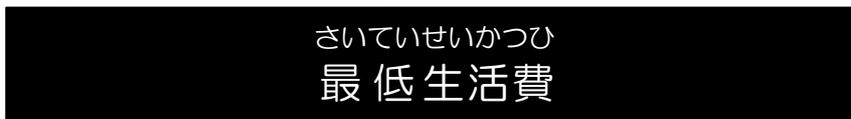
◆ 保護が受けられる場合



ふさい しゅうにゅう こうじょ
(負債は収入から控除されない)

しゅうにゅう さいていせいかつひ したまわ
収入が最低生活費を下回るとき

◆ 保護が受けられない場合



しゅうにゅう さいていせいかつひ うまわ
収入が最低生活費を上回るとき

生活保護を受けるには

生活保護は、次のような活用できる能力や資産などをすべて活用した後に、はじめて適用されるものです。

ただし、暴力団員に対しては、保護の要件を満たさないものとして、申請を却下するなど厳正に対応します。



○ 能力の活用

働くことができる方は、その能力に応じて働いてください。

○ 資産の活用

土地・家屋、預貯金、生命保険、貴金属、自動車などの資産は、原則として処分して生活費にあててください。

なお、生活保護を受けている期間は、**自動車の保有や使用は、原則認められません。**

せん。

また、他人名義の自動車の使用も、同様に認められません。

資産の保有が認められるかどうかは、保健福祉事務所が決定します。

○ 扶養義務者からの援助

親子、兄弟姉妹などの親族などからの援助は保護に優先されますので、援助を受けることができる場合は受けて下さい。なお、扶養義務のある方には、原則として扶養の照会を行います。特別な事情などがある場合は、照会を行わないこともありますので、保健福祉事務所にご相談ください。

○ 他の制度の活用

生活保護の制度以外で給付を受けられるものがあれば、手続きをしてください。

たとえば

老齢年金（企業年金を含む）、年金生活者支援給付金、障害年金、児童手当、児童扶養手当、傷病手当金、失業給付金、労災保険給付金、自立支援医療

など

○ その他わからないことは、町村役場または保健福祉事務所に相談してください。

ほごしんせい てつづ 保護申請の手続きは

そう だん
相 談

せいかつ こま かた ちか みんせい
生活にお困りの方は、お近くの民生
いいん そうだん す
委員に相談するか、お住まいになって
いる ちょうそんやくば ふくし たんとう
町村役場の福祉を担当している
まどぐち
窓口においでください。



しん せい
申 請

ちょうそんやくば せいかつ ほご しんせいしよ ていしゆつ てつづき
町村役場で、生活保護の申請書の提出などの手続きをしてくだ
さい。

この場合、あなたの家庭でどのくらい収入や資産があるかを
申告する「収入申告書」や「資産申告書」、ま
たは収入や資産の状況について関係機関
に報告を求めることについての「同意書」など
を提出していただくことになります。



ちょう さ
調 査

しんせいしよ ていしゆつ ほけんふくしじむしよ たんとういん
申請書が提出されると、保健福祉事務所の担当員（ケースワ
ーカー）が、あなたの家庭などを訪問して、生活状況などを聞き、
きんゆうきかん かんけいきかん じょうきょう おう ふようぎむしや
金融機関などの関係機関や、状況に応じて扶養義務者への
しょうかい おこな
照会を行います。

けつ てい
決 定

ちょうさ けつが ほけんふくしじむしよ ほご う う
調査の結果、保健福祉事務所は保護が受けられるか、受けられ
ないかを決定し、申請から原則14日以内に書面でお知らせしま
す。

ちょうさ じかん よう ばあい さいちょう にちいない し
※調査に時間を要した場合は最長で30日以内にお知らせします。

生活保護を受けた場合には

生活保護は、病気やけが、その他の理由で生活に困っているときに受けられる制度です。

生活保護を受けている期間は、保健福祉事務所の担当員（ケースワーカー）が、定期的にあなたの家庭を訪問します。今後、あなたが一日も早く自分の力で生活できるように必要な指導や支援を行っていきます。

次のことを確認してください

- 国民健康保険に加入している方
生活保護を受けている期間は、国民健康保険に加入できませんので、国民健康保険証は速やかに町村役場に返してください。
- 社会保険に加入している方
健康保険証はこれまでどおり使えます。病院を受診する際は、受付に提出してください。
- 国民年金に加入している方
保険料が免除されますので、町村役場の年金担当の窓口にご相談してください。
- 介護保険に加入している方
年齢や加入している健康保険により取扱いが異なりますので、町村役場の介護保険担当の窓口または保健福祉事務所に相談してください。
- その他
税金、NHK受信料などが減免されることがありますので、町村役場または保健福祉事務所に相談してください。



びょうき 病気やけがなどをしたときは次のことを注意してください

○ びょうき 病気やけがのために、はじめて びょういん 病院にかかりたいときは、ちょうそんやくば い しんりょういらいしよ (傷病届) を受け取り、びょういん まどぐち だ (傷病届) を受け取り、びょういん 病院の窓口に出してください。しゃかいほけん かにゆう (社会保険) に加入している方は、けんこうほけんしよ っしょ だ (健康保険証) も一緒に出してください。

○ やかん きんきゆう (夜間や緊急) のため、やむを得ず ちょうそんやくば (町村役場) に行けない場合は、そのまま びょういん (病院) に行ってください。その後できるだけ早く、ちょうそんやくば ほけんふくしじむしよ れんらく (町村役場または保健福祉事務所に連絡) し、しじう (指示) を受けて下さい。

○ 同じ病気で2つ以上の病院にかかることはできません。

○ いし こうはついやくひん (医師が後発医薬品) (ジェネリック医薬品) の使用が可能であると判断した場合は、げんそく (原則) として使用していただくことになります。

○ つぎ ばあい (次の場合は)、いし しじゆつしゃ いけん どうい ひつよう (医師または施術者の意見または同意が必要) な場合がありますので、じぜん (事前) に ちょうそんやくば ほけんふくしじむしよ そうだん (町村役場または保健福祉事務所に相談) してください。

● メガネ、コルセット、ストマなどが ひつよう (必要) なとき

● じゆうどうせいふく (柔道整復)、あんま (あん摩) ・マッサージ、はり・きゆう (はり・きゅう) を使用したいとき

○ こうつうじこ (交通事故) などの だいさんしゃ ふほうこうい (第三者の不法行為) によるけがなどのため びょういん (病院) にかかりたいときは、じぜん (事前) に ちょうそんやくば ほけんふくしじむしよ れんらく (町村役場または保健福祉事務所に連絡) してください。なお、やかん きんきゆう (夜間や緊急) のため、やむを得ず れんらく (連絡) ができない場合は、そのまま びょういん (病院) へ行き、できるだけ早く、ちょうそんやくば ほけんふくしじむしよ れんらく (町村役場または保健福祉事務所に連絡) し、しじう (指示) を受けて下さい。



あなたや同居する家族の方について、次のようなときはすぐに

町 村 役場または保健福祉事務所に届け出てください

これらは、保護費の金額を決定するのに関わるものですから、すみやかに届け出てください。届け出が遅れると、保護費を返してもらうなどの不利益が及ぶ可能性があります。

- 働くことになったとき、働けなくなったとき、仕事が変わったとき（高校生などの未成年者のアルバイトも含まれます）
- 収入が入ったとき、増えたとき、減ったとき
給与、賞与（ボーナス）、恩給、年金、児童手当、児童扶養手当、傷病手当金、雇用保険金、労働者災害補償金、損害賠償金、退職金、仕送り、養育費など、

どんなものでも1円以上収入がある場合

（安定した仕事に就くことにより、生活保護から自立する場合は、自立した後の生活に充てることを目的として就労自立給付金を受けられる場合がありますので、保健福祉事務所に相談してください）

- 家族が変わったことがあったとき
妊娠、出産、入学、卒業、就職、結婚、離婚、入院、退院、死亡、交通事故、転入、転出など（転入、転出については住民登録によるほか、その生活実態に基づいて取り扱います）

- 現在住んでいる家から引っ越そうとするとき
（引っ越す前に必ず相談してください）
- 家賃、地代が変わるとき
- 介護サービス、障がい福祉サービスが必要にな



- ったとき
- 障害者手帳などを取得したとき、または、障害等級が変更になったとき。
- 社会保険に加入したとき、または退職などにより加入資格を失ったとき
- その他、生活状況に変動があったとき
- 長い期間、家を留守にするときは、町 村 役場または保健福祉事務所に連絡してください。

つぎ ほしょう 次のことが保障されます

- せいとう りゆう ほごひ へ
正当な理由がなければ、保護費を減らされたり、
ほご う
保護を受けられなくなることはありません。
- ほごひ ぜいきん
保護費には、税金をかけられることはありません。
- すでに受けたほごひ または ほご う けんり
すでに受けた保護費または保護を受ける権利を
さしおさ
差押えられることはありません。



つぎ まも 次のことを守ってください

- ほご う けんり たにん ゆず わた
保護を受ける権利は、他人に譲り渡すことはできません。
- はたら ことができる かた のうりよく おう はたら
働くことができる方は、その能力に応じて働いてください。
- びょうき かた いちにち はや なお いし しじ したが
病気の方は、一日も早く治るように医師の指示に従ってください。
- おやこ きょうだいしまい しんせき せいかつ しえん ねが ふようぎむ
親子、兄弟姉妹などの親戚には、生活の支援をお願いしてください。(扶養義務
のある方には、原則として扶養の照会を行います)
- ほか ほうりつ せいど きゅうふ う てつづ
他の法律や制度で給付が受けられるものがあれば、手続きをしてください。た
とえば、ろうれいねんきん しょうがいねんきん じどうてあて じどうふようてあて しょうびょうてあてきん しつぎょう
給付金、老齢年金、障害年金、児童手当、児童扶養手当、傷病手当金、失業
きゅうふきん ろうさいほけんきゅうふきん じりつしえんいりょう
給付金、労災保険給付金、自立支援医療など。
- まいつき せいかつ けいかくてき ししゅつ ころが
毎月の生活では、計画的な支出を心掛けてく
ださい。(やちん きゅうしょくひ かなら おさ
家賃や給食費は必ず納めてくださ
い。また、しゃっきん
借金もしないでください。借金を
した場合は、ばあい しゅうにゅう にんてい
収入として認定します)



指導や指示をすることがあります

あなたの世帯の生活の維持・向上その他保護の目的達成のために保健福祉事務所
が行う指導・指示に従ってください。

なお、指導・指示は口頭または文書で行います。

次のような場合に、正当な理由がなく従わないときは、保護の変更や停止、廃止

をすることがあります。

- 働ける能力、状況があるのに働こうとしないとき
 - 病気やけがが治っても働こうとしないとき
 - 学校を卒業したのに就職しようとしていないとき
 - 病人や子どもの世話が必要でなくなっても働こうとしないとき
 - 本人の健康状態などから判断して収入が少ないとき
- 保有を認められない資産があるのに処分をしないとき
- 病気にかかっているのに、医師の指示に従わず治す努力をしないとき
- 正しい収入の額を届け出ないとき
- 担当員（ケースワーカー）の家庭訪問、調査、資料の提出などに協力をしないとき



支給した保護費（医療費を含む）を返してもらうことがあります

- 病院への入院や施設への入所などにより、生活状況が変わった場合
- 保護費の支給後に、収入が増えたことがわかった場合
- 資産があるにもかかわらず保護を受け、その後、資産から収入を得た場合

たとえば・・・

- 土地や自動車などの資産を持っているが、すぐには処分できず、その後処分できたとき
 - 年金をさかのぼって受けとったとき
 - 交通事故の補償金を受けとったとき
- 事実と違った申請（虚偽の申請）をしたり、収入の申告をしないなど、不正な方法で保護を受けた場合

この場合、法律により罰せられることがあります。なお、保健福祉事務所では、あなたが住んでいる町村の税金担当の窓口で、定期的に働いて得た収入や年金の受取額、資産の処分により得た収入の調査を行っています。



決定に疑問があるときは、担当員にたずねてください

保健福祉事務所の決定に疑問があるときは、担当員（ケースワーカー）におたずねください。

それでも納得ができないときは、決定を知った日の翌日から3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。